

2020年4月8日

各 位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 工藤 稔

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けておられる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長：工藤 稔）では、新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて特別取扱いを実施しておりますが、医療機関以外で療養された場合のお支払いについて、あらためてご案内いたします。

- 医療機関以外のご自宅や臨時施設（ホテル等の滞在型施設等）で療養された場合
医療機関の事情などにより、ご自宅または臨時施設などで療養をされた期間についても、その治療期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院のほか、検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示により入院された場合は入院給付金のお支払対象となります。
※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに所定の入院日数が必要となる場合があります。

当社では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対して、上記以外の特別取扱いも実施しておりますので、あわせてご確認ください。

（ご参考）「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う各種お取り扱い

<https://www.daido-life.co.jp/company/important/2020/20200313.html>

<お問い合わせ先>

各種お手続きやお問い合わせは、大同生命コールセンターで承ります。

大同生命コールセンター（受付時間 9：00～18：00 土・日・祝日・年末年始を除きます）

○新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さま専用番号

0120-901-367（通話料無料）

○ご契約のご照会・お手続きのお申出

0120-789-501（通話料無料）

*お問い合わせ状況によりお電話がつながりにくい場合がございます。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

以 上